

福島医発第719号(地)
平成19年 7月27日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

新潟県中越沖地震被災地における公費負担医療の取扱いについて

新潟県中越沖地震による災害発生に伴い、被災した公費負担医療対象者が関連書類等を消失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるための必要な手続きを行えない等の事態が生じることが想定されます。

その対応として、今般、以下に示す8制度の公費負担医療において、被災者保護および医療の確保を期す観点から、各制度について、被爆者健康手帳や患者票等がなくても、①各制度の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより、診療を受けられる取扱いとするとともに、緊急の場合には、指定医療機関以外の医療機関においても受診できる取扱いとなる旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
- (2) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律
- (3) 特定疾患治療研究事業
- (4) 母子保健法
- (5) 生活保護法
- (6) 戦傷病者特別援護法
- (7) 児童福祉法
- (8) 障害者自立支援法

また、上記取扱いは、被災された対象者が、新潟県および長野県以外の都道府県の医療機関を受診される場合においても、同様の取扱いとなります。



小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

事務連絡（保 79）

平成19年7月19日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 満

新潟県中越沖地震被災地における公費負担医療の取扱いについて

新潟県中越沖地震による災害発生に伴い、被災した公費負担医療対象者が関連書類等を消失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるための必要な手続きを行えない等の事態が生じることが想定されます。

その対応として、今般、以下に示す8制度の公費負担医療において、被災者保護および医療の確保を期す観点から、各制度について、被爆者健康手帳や患者票等がなくても、①各制度の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより、診療を受けられる取扱いとするとともに、緊急の場合には、指定医療機関以外の医療機関においても受診できる取扱いとなりましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

- （１）原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
- （２）感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律
- （３）特定疾患治療研究事業
- （４）母子保健法
- （５）生活保護法
- （６）戦傷病者特別援護法
- （７）児童福祉法
- （８）障害者自立支援法

また、上記取扱いは、被災された対象者が、新潟県および長野県以外の都道府県の医療機関を受診される場合においても、同様の取扱いとなります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・日本医師会に対する周知依頼文書

平 19. 7. 19 厚生労働省健康局 総務課・疾病対策課・結核感染症課
雇用均等・児童家庭局 母子保健課
社会・援護局 保護課・援護企画課
社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課

- ・新潟県中越沖地震被災地における公費負担医療の取扱いについて

(新潟県および長野県あて通知)

平 19. 7. 19 事務連絡 厚生労働省健康局 総務課・疾病対策課・結核感染症課
雇用均等・児童家庭局 母子保健課
社会・援護局 保護課・援護企画課
社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課

- ・新潟県中越沖地震被災地における公費負担医療の取扱いについて（各都道府県あて通知）

平 19. 7. 19 事務連絡 厚生労働省健康局 総務課・疾病対策課・結核感染症課
雇用均等・児童家庭局 母子保健課
社会・援護局 保護課・援護企画課
社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課

事 務 連 絡

平成 19 年 7 月 19 日

社団法人 日本医師会御中

厚生労働省健康局

総 務 課

疾 病 対 策 課

結 核 感 染 症 課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母 子 保 健 課

厚生労働省社会・援護局

保 護 課

援 護 企 画 課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精 神 ・ 障 害 保 健 課

健康行政、社会福祉行政につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

今般、別添のとおり新潟県及び長野県民生・衛生主管部（局）あて通知いたしましたので御連絡いたします。

貴職におかれましても関係県市町村の医師会及び会員への周知を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

用件のみにて失礼いたしますが、緊急事態であることを御理解の上、御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 19 年 7 月 19 日

新 潟 県

民生・衛生主管部（局）御中

長 野 県

厚生労働省健康局

総 務 課
疾 病 対 策 課
結 核 感 染 症 課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母 子 保 健 課

厚生労働省社会・援護局

保 護 課
援 護 企 画 課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精 神 ・ 障 害 保 健 課

新潟県中越沖地震被災地における公費負担医療の取扱いについて

健康行政、社会福祉行政につきましては、日頃より多大なるご協力を賜り心から御礼申し上げます。また、この度の新潟県中越沖地震による被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

新潟県中越沖地震に伴う災害発生により、関連書類等を消失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるために必要な手続きをとることができない場合も考えられます。

つきましては、そのような場合においても、被災者の保護及び医療の確保に万全を期す観点から、各制度について、当面別紙のとおり、被爆者健康手帳や患者票等がなくても、①別紙の各制度の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより受診できるものとし、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとしたいと思います。

なお、（社）日本医師会等に対しましても、この取扱いにつき、協力依頼を行ったことを申し添えます。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

被爆者健康手帳（認定疾病の場合においては認定書及び被爆者健康手帳）の提出ができない場合においても、医療機関において、被爆者健康手帳の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関及び一般疾病医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

なお、毒ガス障害者救済対策事業の医療手帳が提出できない場合についても同様とする。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 の結核患者に対する医療に係る患者票の提出ができない場合においても、医療機関において、患者票の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、結核指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(3) 特定疾患治療研究事業

特定疾患治療研究事業の受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受診者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

なお、この事業における自己負担の限度額の取扱いにあたっては、災害等により前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況を勘案するとされていることから、その趣旨に鑑み、実情に即した弾力的な対応をして差し支えないものとする。

(4) 母子保健法

養育医療券の提出ができない場合においても、医療機関において、養育医療券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(5) 生活保護法

医療券の提出ができない場合においても、医療機関において、被保護者であることを申し出、氏名、生年月日、住所及び福祉事務所名を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

（６）戦傷病者特別援護法

療養券の提出ができない場合においても、医療機関において、療養券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

（７）児童福祉法

- ① 療育券の提出ができない場合においても、医療機関において療育券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

- ② 小児慢性特定疾患治療研究事業の受診券の提出ができない場合においても、医療機関において、受診券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

（８）障害者自立支援法

自立支援医療受給者証を提示できない場合においても、医療機関において自立支援医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、受診する指定自立支援医療機関と自立支援医療受給者証に記載する指定自立支援医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に支給認定の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

事 務 連 絡

平成 19 年 7 月 19 日

各都道府県民生・衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局

総 務 課

疾 病 対 策 課

結 核 感 染 症 課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母 子 保 健 課

厚生労働省社会・援護局

保 護 課

援 護 企 画 課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精 神 ・ 障 害 保 健 課

新潟県中越沖地震被災地における公費負担医療の取扱いについて

今般、新潟県中越沖地震が発生したことに伴う公費負担医療の取扱いについて、別添のとおり新潟県及び長野県に連絡したところであるのでご承知願いたい。

また、この取扱いは、被災者が新潟県及び長野県以外で受診する場合においても同様であるので、ご承知の上、関係者へ周知方願いたい。